



かんちゃん



154号

令和4年5月15日

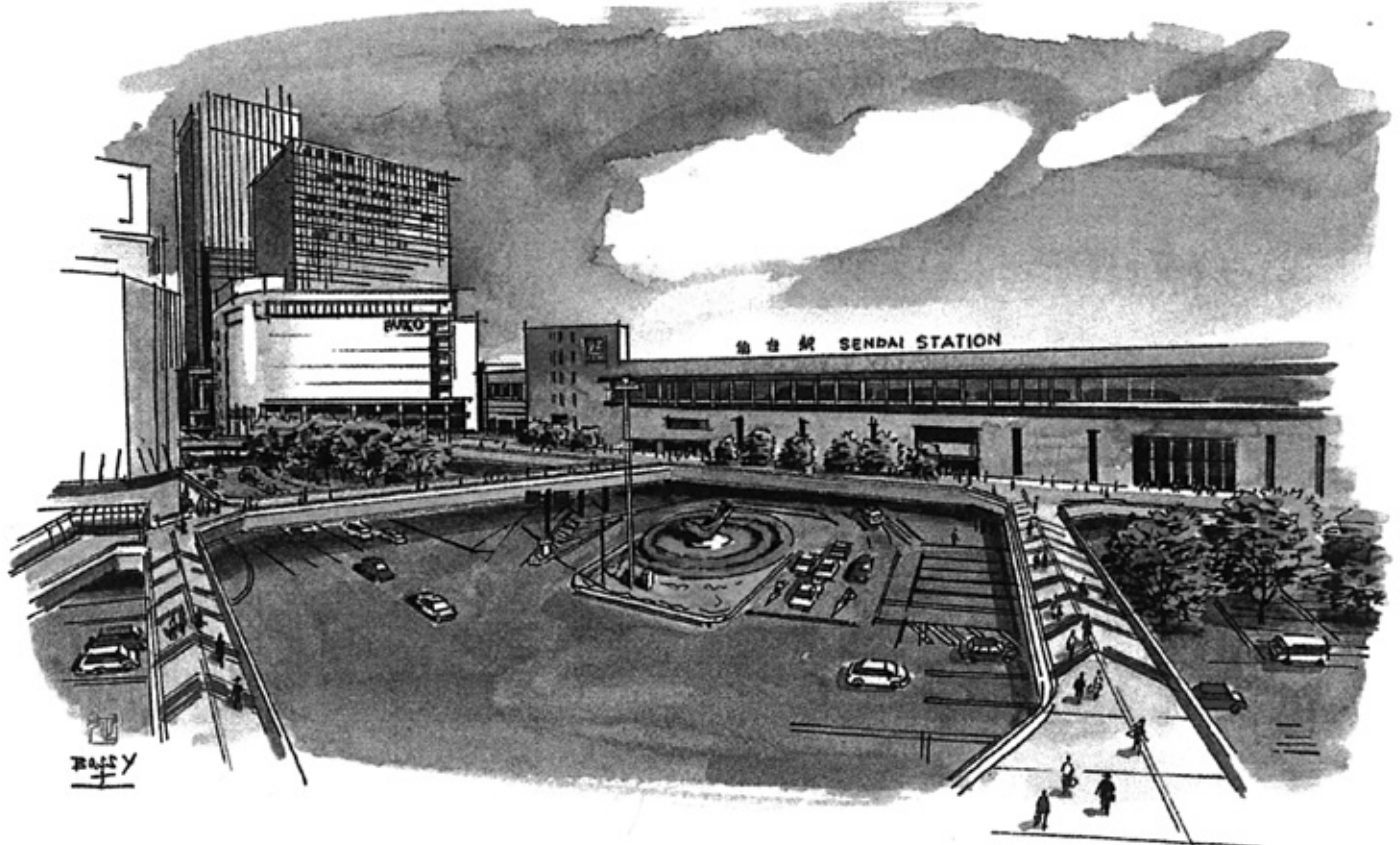
# 全国間税会総連合会 全間連会報

発行者  
全国間税会総連合会  
会長 片岡 直公  
事務局  
〒103-0007  
東京都中央区日本橋浜町1-1-1  
日本橋村松ビル5F  
TEL 03(5829)3901  
FAX 03(5829)3902  
URL <https://www.kanzeikai.jp>  
E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)  
印刷 株式会社 総北海

法人番号  
(2700150004884)



しょうちゃん



仙台駅前西口正面

東北地方最大の都市・仙台の玄関口が西口。仙台駅周辺地区は、都市環境が優れた地区並びに高い水準の都市空間デザインが行われている地区を表彰する、国土交通省の「都市景観100選」にも選ばれています。

## 〔主要目次〕

令和4年度 税制改正の概要…………… 2～5	広報だより（北陸間連）……………13
令和4年度 国の一般会計予算等の概要… 5～7	第49回通常総会（2022長崎大会）のご案内……14
局連だより（仙台局間連）…………… 8～10	インボイス制度…………… 15～16
「税の標語」の応募状況等…………… 11～12	

消費税 活かすみんなの 間税会



<https://www.kanzeikai.jp>

# 税制改正の概要

令和4年度税制改正においては、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられた。また、カーボニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。

なお、改正事項が多岐にわたるため、主要な事項のみを掲載しました。

## I 個人所得課税

### 住宅ローン控除制度の見直し

- 1 住宅ローン控除の適用期限を4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）する。
- 2 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）とする。

## II 資産課税

### 1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

- (1) 非課税限度額を見直した上で、適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長する。
- (2) 受贈者の年齢要件を18歳以上（改正前：20歳以上）に引き上げる（令和4年4月以後）。

### 2 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする。

## III 法人課税

### 1 積極的な賃上げ等を促すための措置

- (1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組（大企業等）

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に

10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

（注1） 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合限り、適用があるものとする。

（注2） 上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう。）に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。

（注3） 設立事業年度は対象外とする。

（注4） 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前：確定申告書等への添付）をしなければならないこととする。

- (2) 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を1年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。

② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。

（注） 上記（1）の（注4）は、上記においても同様とする。

- (3) 交際費等の損金不算入制度について、その適



用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

## 2 オープンイノベーション促進税制の拡充

ベンチャー企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、対象となる一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長（令和6年3月31日）します。

【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

○オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明（※）したものにより取得した株式

※出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び特定期間（出資後5年間〔改定前：3年間〕中、経済産業大臣が証明。

## 3 5G導入促進税制の見直し

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、インセンティブ付けの税額控除率を段階的に引き下げること等とした上で、適用期限を3年間延長（令和7年3月31日）します。

【制度の概要】

○5G法（※）の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の5G設備の取得等をする場合には、税額控除又は特別償却ができる。

※特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

# IV 消費課税

## 1 適格請求書等保存方式に係る見直し

(1) 適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しを行う。

① 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けられる場合は、その登録日から適格請求書発行事業者となることができる。

② 上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。

(2) 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとする。

(3) 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合について、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税

額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとする。

(4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記(2)から(4)までの改正は、令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

## 2 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行う

(1) 輸出物品販売場において免税で購入することができる非居住者（以下「免税購入対象者」という。）の範囲について、次の見直しを行う。

① 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留する非居住者については、短期滞在、外交又は公用の在留資格を有する者に限ることとする。

② 日本国籍を有する非居住者については、国内に2年以上住所及び居所を有しないことについて、入国の日から起算して6月前の日以後に発行された在留証明又は戸籍の附票の写し（以下「証明書類」という。）により証明された者に限ることとする。

(2) 上記(1)①の者に対して免税販売を行う事業者は、証明書類に記載された情報を購入記録情報として国税庁長官に提供し、又は証明書類の写し若しくは証明書類に係る電磁的記録を保存することとする。

(3) 免税購入対象者が行う旅券情報の提供等は、デジタル庁が整備及び管理をする訪日観光客等手続支援システムを用いて行うことができることとする。

(4) 免税で購入された物品を輸出しない場合に消費税の即時徴収等を行う場合の税関長の権限について、税関官署の長へ委任できることとする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記(4)を除く。の改正は令和5年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について、上記(4)の改正は令和4年4月1日以後に行われる即時徴収等について、それぞれ適用する。

(注2) 上記の改正に伴い、輸出酒類販売場制度における非居住者の範囲、酒税の免税販売手続及び酒税の即時徴収等に係る税関長の権限等について、所要の措置を講ずる。

## 3 外国沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置について、次の見直しを行う。

なお、本軽減措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止することとし、関係規定を削除する。

(1) 単式蒸留焼酎に係る酒税の軽減措置について、軽減割合を、その前年度の県内課税移出数量が200klを超え1,300kl以下の場合にあっては、令和6年5月15日から令和8年5月14日までの間は30%、令和8年5月15日から令

和11年5月14日までの間は20%、令和11年5月15日以後は10%とし、その前年度の県内課税移出数量が1,300klを超える場合にあつては、令和6年5月15日から令和8年5月14日までの間は25%、令和8年5月15日から令和11年5月14日までの間は15%、令和11年5月15日以後は5%とし、その適用期限を令和14年5月14日まで延長した上、廃止する。

- (2) 単式蒸留焼酎以外の酒類に係る酒税の軽減措置について、軽減割合を令和5年10月1日以後は15%とし、その適用期限を令和8年9月30日まで延長した上、廃止する。
- (3) 上記(2)の軽減割合に係る改正等の実施時期において、手持品課税を実施する。
- (4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の関係規定の削除は、令和14年5月15日から施行する。

#### 4 航空機燃料税の税率の見直し

航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を1klにつき13,000円(改正前:9,000円)に引き上げた上、その適用期限を1年延長する。

#### 5 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、申請者利便の更なる向上を図るため、自動車重量税は印紙納付に加えて、クレジットカードによる納付も可能となる。(令和5年1月~導入予定)

- (1) 自動車重量税のエコカー減税について、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、目標年度が到来した2020年度燃費基準を達成していることを条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替える。
- (2) クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、ガソリン車と同等に扱うこととするが、市場への配慮等の観点から、令和3年度及び令和4年度に関しては激変緩和措置を講ずる。

### V 納税環境整備

#### 1 税理士制度の見直し

税理士制度について、次の見直しを行う。

- (1) 税理士の業務の電子化等の推進
  - ① 税理士及び税理士法人は、税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定を設けることとする。
  - ② 税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に、税理士の業務の電子化に関する規定を加えるとともに、この規定についてその会則を変更するときは、財務大臣の認可を受けなければならないこととする。

(注) 上記②の改正は、令和5年4月1日から施行する。

- (2) 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等

税理士が懲戒処分を受ける前に自主廃業することにより懲戒処分を回避する、いわゆる「懲戒逃れ」を抑止するため、在職期間内に税理士法違反行為を行った元税理士に対して、財務大臣が「懲戒処分を受けるべきであったことについて決定」をすることができることとし、その決定を受けた者に対して、懲戒処分に準じた措置(一定期間(10年間)の再登録不可、官報公告)を講じる。(令和5年4月1日以後にした違反行為について適用)。

#### 2 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策

- (1) 所得税及び法人税の税務調査において、証書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者などへの対応策として、必要経費不算入・損金不算入の措置を講じる。

事実の仮装・隠蔽がある又は無申告の年分(事業年度)において、確定申告における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額(原価の額(資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。)、費用の額及び損失の額)は、次の場合を除き、必要経費(損金の額)に算入しない。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合
- ② 帳簿書類等により取引の相手先が明らかである場合・取引が行われたことが推測される場合であつて、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

※納税者が個人の場合は、令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

- (2) 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講じる。

所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿(対象範囲:一定の売上に係る帳簿)の提出の求めがあつた場合において、次のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に、10%加重(下記②については、5%加重)する。

- ① 不記帳・不保存であつた場合(提出をしなかった場合)
- ② 提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合(記載が著しく不十分である場合は①と同じ)

※納税者の責めに帰すべき事由がない場合(災害等の場合)は上記の措置は適用しない。

※収入金額は営業収入

※令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

### 3 財産債務調書制度等の見直し

提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者（総資産が現行の3億円以上から10億円以上に見直し）については所得基準によらずに提出義務者とする。

※令和6年1月1日以後に提出すべき財産債務調書（令和5年分以後の財産債務調書）について適用

する。

### 4 地方税務手続のデジタル化

eLTAX（地方税のオンライン手続きのためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

※令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。

## 令和4年度

# 国の一般会計予算等の概要

令和4年度の国の一般会計予算の概要は、次のとおりです。

## 1 一般会計歳入歳出の概算

令和4年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	令和4年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B - A)	伸率
<b>歳 入</b>				%
1. 租 税 収 入 及 印 紙 収 入	574,480	652,350	77,870	13.6
2. そ の 他 収 入	55,647	54,354	△1,293	△2.3
3. 公 債 金	435,970	369,260	△66,710	△15.3
(1) 公 債 金	63,410	62,510	△900	△1.4
(2) 特 例 公 債 金	372,560	306,750	△65,810	△17.7
合 計	1,066,097	1,075,964	9,867	0.9
<b>歳 出</b>				
1. 国 債 費	237,585	243,393	5,808	2.4
2. 一 般 歳 出	669,023	673,746	4,723	0.7
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	159,489	158,825	△664	△0.4
合 計	1,066,097	1,075,964	9,867	3.8

## 仙台国税局間税会連合会

会 長 来海 伸博

青森県間税会連合会 会長 来海 伸博  
岩手県間税会連合会 会長 佐藤 實  
宮城県間税会連合会 会長 久保田 定  
秋田県間税会連合会 会長 村越 正道  
山形県間税会連合会 会長 金山 知裕  
福島県間税会連合会 会長 小櫻 輝

## 北陸間税会連合会

会 長 高桑 幸一

富山県間税会連合会 会長 朝日 重剛  
石川県間税会連合会 会長 高桑 幸一  
福井県間税会連合会 会長 上田 祐広

事務局 〒920-0919

石川県金沢市南町4番60号

TEL:076-222-2910 FAX:076-224-2239



## 2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

令和4年度の国の租税及び印紙収入の予算額（一般会計分）は、65兆2,350億円となっています。

これを税目別にみますと次のようになっており、消費税の収入（国の消費税7.8%分の収入）は21兆5,730億円で、国税トップの基幹税となっています。

税目	予算額	構成比	税目	予算額	構成比
<b>直接税</b>	億円	%	<b>間接税等</b>	億円	%
所得税	203,820	29.1	消費税	215,730	30.8
復興特別所得税	4,280	0.6	酒税	11,280	1.6
法人税	133,360	19.0	たばこ税	9,340	1.3
地方法人税	17,127	2.4	たばこ特別税	1,126	0.2
相続税	26,190	3.7	揮発油税	20,790	3.0
地方法人特別税	0	0.0	地方揮発油税	2,225	0.3
特別法人事業税	20,044	2.9	石油ガス税	50	0.0
<b>直接税計</b>	<b>404,821</b>	<b>57.8</b>	石油ガス税（譲与分）	50	0.0
			航空機燃料税	340	0.0
			航空機燃料税（譲与分）	152	0.0
			石油石炭税	6,600	0.9
			電源開発促進税	3,130	0.4
			自動車重量税	3,850	0.5
			自動車重量税（譲与分）	2,916	0.4
			国際観光旅客税	90	0.0
			関税	8,250	1.2
			とん税	90	0.0
			特別とん税	113	0.0
			印紙収入	9,440	1.3
			<b>間接税等計</b>	<b>295,562</b>	<b>42.2</b>
			<b>合計</b>	<b>700,383</b>	<b>100.0</b>

(注) 1 総額70兆383億円のうち、一般会計分は65兆2,350億円、特別会計分は4兆8,033億円となっています。

2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

地方法人特別税	—
地方法人税	1兆7,127億円
特別法人事業税	2兆0,044億円
地方揮発油税	2,225億円
石油ガス税（譲与分）	50億円
航空機燃料税（譲与分）	152億円
自動車重量税（譲与分）	2,916億円
特別とん税	113億円
たばこ特別税	1,126億円
復興特別所得税	4,280億円

### 3 直接税と間接税等の比率

令和4年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表でみるように57.8：42.2ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額	比 率	直 接 税	比 率	間接税等	比 率
	百万円		百万円		百万円	
昭和9～11年度	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
25	5,702	100	3,136	55	2,566	45
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
25	512,274	100	311,381	60.8	200,893	39.2
26	578,492	100	328,821	56.8	249,670	43.2
27	599,694	100	335,753	56.0	263,941	44.0
28	589,563	100	328,527	55.7	261,035	44.3
29	593,159	100	337,132	56.8	256,027	43.2
30	642,241	100	377,359	58.8	264,883	41.2
令和元	621,751	100	353,168	56.8	268,584	43.2
令和2	589,171	100	319,164	54.2	270,007	45.8
令和3	610,667	100	328,638	53.8	282,029	46.2
令和4	700,383	100	404,821	57.8	295,562	42.2

(備考) 1 本表は国税について作成したものである。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

直接税 所得税（譲与分を含む）、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、特別法人事業税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの



仙台国税局  
間税会連合会  
会長  
来海 伸博

仙台局間連は、東北六県を52間税会・6県連で構成しています。

前年より会員増となった間税会（6会）、前年会員数を維持した間税会（14会）があり、32会で会員数が減少しています。

会員数が減少となった間税会においても、内24会が1～3名の減員にとどまっており、会長さんのリーダーシップのもと、会員一人一人が組織強化意識の向上の結果と捉えています。

## 【今後の課題】

会員減少傾向が続いていることから、更なる組織強化への取り組みが求められています。

近年のコロナ禍での会員活動への制約が続く中、会員の高齢化、後継者における間税会への認識度の向上、廃業に伴う新規会員の開拓など、組織の維持上の困難な問題が続いている状況でもあります。

次に、主な間税会独自の活動状況は次のとおりであります。

## 【税の標語の取組状況】

令和3年度においては、15間税会・応募総数12,238件と前年度に続き1万件を超える応募総数でありました。

2間税会が新たに取り組むなど、小規模な間税会が多い中で、着実に新規に取り組む間税会を増やしてきております。

ただし、依頼先の担当先生の異動をはじめ、間税会においても担当役員の異動・退会により、税の標語募集活動を停止せざるを得ない状況も散見されるようになり、活動の難しさにも、直面しております。

## 【世界の消費税クリアファイルの作成状況】

令和3年度においては、35間税会・約53,000枚を作成し、活用しています。

## 【直近の組織状況】

(人・社、%)

区分	令3.4.1	令2.4.1	前年比	
間税会(52会)	3,531	3,633	△102	97.2
個別部会等	揮発油部会（8社） 印紙税部会（4行） 局連特別会員（3社）			

主な活用方法としては、「税を考える週間」期間中において、租税教室用、「税の標語」応募者への贈呈等、学校教育用に提供しています。

街頭キャンペーンの一環として、地域の大手スーパー利用者への配付等も行ってきましたが、近年のコロナ禍での制約により、活動内容も制限されています。

## 【税を考える週間行事の取組み】

各間税会における伝統的な取組に沿って、地域の事情に合わせた活動を優先しています。

各県によって、租税教室を重点的に行っている、税の標語募集活動と表彰式の開催を重視している、地域の産業祭などを活用した街頭キャンペーン活動を重点としているなど、バラエティに富んだ活動をしております。

この活動も、コロナ禍により制約を受けており、対外的に間税会活動を示す機会の減少となっております。

次に、各県連の活動状況は、次のとおりです。

## 【福島県連】

福島県連は、伝統的に「税の標語」募集活動に積極的に取り組んでおります。

仙台局間連全体の応募件数の75%を占め、県連内10間税会のうち6間税会で取り組んでいるうえ、千件を超える募集件数を4間税会で続けています。

仙台局間連内でも、新規に取り組を考えている間税会に対しては、福島県連内の先行事例をもとに資料提供するなど、その意義は大きいものとなっております。



## [山形県連]

山形県連会長さんを中心として、毎年事務局会議を開催するなど、間税会同士の連携が図られています。

新しく「税の標語」募集活動を始められる間税会が続いており、県内での先行事務局から情報を得るなど、活動内容の開拓に積極的に取り組んでいただいております。

反面、各地域内の税に関する考え方に開きがあり、なかなか間税会活動を実施する上で、難しい問題を抱えながら、創意工夫して取り組まれている会長さんもおられます。

「税を考える週間」行事については、地域ごとに開催される産業祭等での租税クイズ、「世界の消費税ファイル」の配付活動を中心に積極的に取り組んでいます。

## [宮城県連]

仙台市内が3税務署の管轄となっていることから、仙台市内3間税会を中心として、活動されています。

その中でも、特に租税教室の担当を中心として活動しております。

小規模な間税会でありながら、会長さんの熱意でもって、管内全学校の租税教室の開催に尽力された事例もあります。

間税会担当の租税教室を受講し、税務職員となり地元配属されたとのうれしい反響もありました。

## [岩手県連]

東西に長い地理的要因もあり、傘下の間税会における伝統的な活動を中心としています。

地域内の大手スーパーの利用客を対象とした街頭キャンペーン活動に取り組んできましたが、コロナ禍での制約を受け、積極的な活動の継続が困難になっており、会長さんを始め役員の方々も、間税会活動を示す機会の確保に苦労されておられます。

「税を考える週間」行事については、「世界の消費税クリアファイル」を、地域内市町村ごとの中学生を対象として配付するなど積極的な活用に取り組んでいる間税会もあります。

## [秋田県連]

秋田県連では、令和2年度から「世界の消費税クリアファイル」県連一括発注（送付は各間税会宛）とするなど、傘下の間税会事務局の一部事務集約化にも努められるなど、県連会長さんがリーダーシップをいかんなく発揮されております。

「税の標語」募集活動にも積極的に取り組み、募集活動を新しく取り組まれた間税会もあります。

## [青森県連]

地理的に広域の中にあつて、間税会数が7会との特殊性を考慮され、事務局会議を模索したところに、コロナ禍で継続開催が困難になるなど苦労されております。

その中で、県連会長さんが戸別訪問するなど各間税会会長さんとの交流を密にされており、県連全体として、活動の幅を広げられております。

「税の標語」募集活動も3間税会と順調に広まってきたっており、募集実績も向上するなど、今後の活動に期待しているところです。

「世界の消費税クリアファイル」の作成も、局連全体の1割を占めており、「税の標語」応募者への贈呈など積極的に活用されております。

青森間税会では、昨年度「税を考える週間」行事として、市内の大型商業施設の利用客を対象として街頭キャンペーンに初めて取り組み好評を得ました。本年度は会員有志による「親子でハーレーダビットソンに乗って写真を撮ろう」を開催し、併せて税のPRを行うことを計画しています。

## [仙台局間連からのお願い]

「2020仙台大会」は、コロナウイルスが蔓延した初年度にあたり、全国間税会会員の皆様方に、東北・仙台市に訪れていただく機会が失われてしまいました。

コロナワクチンの接種拡充など、コロナ禍が一休み状態となった際には、東北の地を訪れてください。

東日本大震災から11年を経過し、被災した各地域に、津波伝承館やメモリアルセンターなどの施設も整備されております。自然災害の事実を体感していただき、今後の防災意識の一助になればと

期待しております。

今回の県連紹介も、東北各地に整備された新幹線網を東京駅から利用する順に紹介させていただきました。

東京駅⇒(東北新幹線)⇒福島県⇔⇒山形新幹線⇒山形県連⇔⇒(東北新幹線)⇒宮城県⇒(東北新幹線)⇒岩手県⇔⇔秋田新幹線⇒秋田県⇔⇒(東北新幹線)⇒青森県

として掲載させていただきました。

(東北旅行での一口メモ)

◎北海道新幹線も開通しておりますが、是非東北地方でも観光予定を取り込んでください。

◎新幹線から在来線への乗り継ぎに当たりましては、首都圏と違いますので、接続の電車時刻を事前にご確認願います。(その日の最終であるかも)

◎各県とも、果物、ラーメン、そば、餅、牡蠣など山の幸、海の幸が豊富にありますので、是非

ご堪能いただければ幸いです。

◎お帰りの際は、各地の地酒・郷土料理を仕込まれ、皆様独自の「居酒屋新幹線」でお楽しみください。



## 北海道間税会連合会

会長 高橋 則行

副会長 戸澤 亨(札幌中) 副会長 福島 勝男(札幌西)  
副会長 鷺尾 和徳(札幌北) 副会長 小野 博史(札幌東)  
副会長 丹野 司(札幌南) 副会長 新谷龍一郎(旭川中)  
副会長 市町 峰行(苫小牧) 副会長 田辺登代二(稚内)  
副会長 村井 順一(釧路)

〔事務局〕〒060-0034 札幌市中央区北4条東2丁目8-6  
TEL 011-271-6320 FAX 011-272-6360

## 広島国税局間税会連合会

会長 池田 晃治

広島県間税会連合会 会長 久保 弘睦  
山口県間税会連合会 会長 村谷 太洋  
岡山県間税会連合会 会長 高木 晶悟  
鳥取県間税会連合会 会長 杉原弘一郎  
島根県間税会連合会 会長 山崎 純

## 四国間税会連合会

会長 村上 義憲

香川県間税会連合会 会長 村上 義憲  
愛媛県間税会連合会 会長 佐伯 要  
徳島県間税会連合会 会長 佃 充生  
高知県間税会連合会 会長 熊沢慎一郎

## 南九州間税会連合会

会長 池部正紀

大分県間税会連合会 会長 池部正紀  
熊本県間税会連合会 会長 青木祐心  
鹿児島県間税会連合会 会長 窪田伸一  
宮崎県間税会連合会 会長 山口清一

事務局 〒871-0024  
大分県中津市中央町2-3-16  
TEL:0979-24-5480 FAX:0979-24-5485  
E-mail: kanzei@honten.co.jp

# 「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集活動は、平成5年度から実施していますが、平成15年度から一般財団法人「大蔵財務協会」より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、令和3年度は29回目になりました。

令和3年度においては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、新型コロナウイルス感染症の影響があるなか、前年度(373,115点)より105,091点多い478,206点の応募がありました。

「税の標語」の募集活動は、租税教育及び税の啓発活動の観点から、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会の中核をなす事業となっております。

この募集活動を更に進めるために、「税の標語」を100点以上集めた間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっており、令和3年度においては、242の間税会に支給されました。

## ○「税の標語」の応募状況

区 分	令和3年度			令和2年度		
	応募点数	構成比	応募単会数	応募点数	構成比	応募単会数
東 京	182,540	38.17	77(84)	126,377	33.87	58(84)
関東信越	96,921	20.27	63(63)	82,974	22.24	55(63)
大 阪	0	0.00		0	0.00	
北 海 道	6,243	1.31	13(30)	6,076	1.63	11(30)
仙 台	12,238	2.56	15(52)	10,915	2.93	13(52)
東 海	117,394	24.55	44(48)	91,359	24.49	34(48)
北 陸	10,986	2.30	8(15)	9,497	2.55	8(15)
広 島	21,367	4.47	37(50)	20,357	5.46	34(50)
四 国	10,608	2.22	14(25)	12,923	3.46	12(25)
福 岡	8,203	1.72	10(31)	3,517	0.94	12(31)
南九州	6,740	1.41	10(35)	3,989	1.07	9(35)
沖 縄	2,347	0.49	1(6)	2,608	0.70	1(6)
業 種	0	0.00		0	0.00	
ネット他	2,619	0.55		2,523	0.68	
計	478,206	100.0	292(439)	373,115	100.0	247(439)

## ○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	麴 町	1,061	東 京	八 王 子	6,985	千 葉	茂 原	2,637	関東信越	木 曾	227
"	神 田	959	"	日 野	3,723	"	木 更 津	6,440	"	新 潟	4,837
"	日 本 橋	359	"	町 田	2,169	"	館 山	458	"	新 津	1,702
"	京 橋	703	"	立 川	10,065	山 梨	甲 府	6,884	"	新 発 田	456
"	芝	1,294	"	東 村 山	14,117	"	大 月	160	"	三 条	377
"	麻 布	1,918	"	武 蔵 野	1,142	関東信越	浦 和	1,152	"	小 千 谷	766
"	小 石 川	5,065	"	武 蔵 府 中	1,912	"	朝 霞	1,039	"	十 日 町	196
"	本 郷	2,815	神 奈 川	横 浜 中	439	"	大 宮	5,860	"	高 田	3,293
"	上 野	2,222	"	横 浜 南	1,728	"	上 尾	1,057	"	糸 魚 川	216
"	浅 草	1,053	"	保 土 ケ 谷	731	"	川 口	1,267	"	村 上	157
"	品 川	2,190	"	戸 塚	468	"	所 沢	24,276	北 海 道	札 幌 中	310
"	荏 原	1,622	"	神 奈 川 ・ 港 北	1,805	"	東 松 山	1,334	"	札 幌 北	178
"	大 森	1,272	"	緑	2,808	"	秩 父	2,156	"	札 幌 東	473
"	雪 谷	707	"	鶴 見	320	"	熊 谷	17,603	"	函 館	409
"	蒲 田	573	"	川 崎 南	1,167	"	本 庄	2,685	"	岩 見 沢	1,430
"	世 田 谷	3,056	"	川 崎 北	2,002	"	春 日 部	6,606	"	旭 川 中	820
"	北 沢	4,875	"	川 崎 西	1,542	"	越 谷	823	"	旭 川 東	622
"	玉 川	2,171	"	横 須 賀	1,221	"	水 戸	1,332	"	留 萌	265
"	目 黒	1,999	"	鎌 倉	550	"	日 立	138	"	室 蘭	949
"	渋 谷	1,424	"	藤 沢	2,227	"	竜 ケ 崎	228	"	釧 路	254
"	新 宿	553	"	平 塚	1,774	"	土 浦	151	"	十 勝 池 田	121
"	杉 並	1,167	"	厚 木	210	"	下 館	4,982	"	根 室	400
"	荻 窪	2,697	"	大 和	1,890	"	古 河	706	仙 台	仙 台 北	116
"	練 馬 東	5,346	"	相 模 原	772	"	宇 都 宮	3,016	"	栗 原	431
"	練 馬 西	3,238	"	小 田 原	1,011	"	足 利	201	"	安 達	1,318
"	豊 島	2,174	千 葉	千 葉 東	2,307	"	佐 野	1,015	"	須 賀 川	2,918
"	荒 川	3,852	"	千 葉 西	5,465	"	高 崎	281	"	喜 多 方	1,176
"	足 立	934	"	千 葉 南	1,271	"	藤 岡	1,225	"	白 河	3,177
"	西 新 井	1,091	"	成 田	5,494	"	吾 妻	109	"	い わ き	238
"	本 所	3,949	"	松 戸	4,451	"	沼 田	634	"	秋 田 南	136
"	向 島	1,251	"	市 川	518	"	佐 久	1,540	"	湯 沢 雄 勝	1,217
"	葛 飾	3,663	"	船 橋	6,717	"	上 田	1,405	"	八 戸	634
"	江戸川南	867	"	佐 原	2,166	"	諏 訪	801	"	寒 河 江 西 村 山	506
"	江 東 西	1,223	"	銚 子	925	"	伊 那	133	"	北 村 山	248
"	青 梅	2,313	"	東 金	2,151	"	飯 田	109	東 海	名 古 屋 東	2,128



局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東海	名古屋西	123	東海	紀州	708	広島	長門	621	四国	脇町	279
"	名古屋昭和	3,628	"	岐阜北	3,874	"	岡山東	1,667	"	池田	886
"	名古屋熱田	1,131	"	岐阜南	3,080	"	岡山西	3,713	"	高知	534
"	尾張瀬戸	636	"	大垣	5,500	"	西大寺	1,499	"	幡多	847
"	津島	7,824	"	多治見	155	"	玉野	212	福岡	福岡	334
"	刈谷	391	"	飛騨	723	"	倉敷	305	"	田川	2,038
"	岡崎	5,808	北陸	金沢	1,121	"	玉島	957	"	飯塚	445
"	豊田	152	"	小松	3,601	"	笠岡	226	"	久留米	789
"	東三河	4,943	"	福井	1,358	"	高梁	122	"	甘木朝倉	1,584
"	新城	457	"	小浜	107	"	新見	118	"	大牟田	814
"	静岡	12,087	"	富山	2,822	"	津山	142	"	小倉	2,150
"	清水	2,949	"	魚津	1,656	"	益田	266	南九州	宇土	487
"	伊豆下田	313	"	高岡	284	四国	高松	893	"	玉名	582
"	沼津	4,005	広島	広島東	2,003	"	丸亀	1,099	"	菊池	2,004
"	三島	641	"	広島南	365	"	小豆島	298	"	阿蘇	306
"	熱海伊東	2,121	"	廿日市	385	"	松山	341	"	臼杵	1,274
"	富士	1,257	"	海田	2,610	"	西条	1,824	"	中津	180
"	藤枝	1,195	"	広島北	173	"	新居浜	1,041	"	加治木	849
"	島田	678	"	東広島	104	"	宇摩	906	"	種子屋久	820
"	磐田	566	"	尾道	182	"	八幡浜	146	"	奄美大島	207
"	掛川	1,420	"	三原	503	"	阿波麻植	1,490	沖縄	那覇	2,347
"	浜松西	2,930	"	福山	224						
"	浜松東	2,125	"	府中	665						
"	津	4,198	"	三次	1,359						
"	桑名	4,257	"	庄原	933						
"	鈴鹿	3,478	"	岩国	197						
"	四日市	1,963	"	徳山	324						
"	松阪	26,341	"	光	138						
"	伊勢	3,257	"	厚狭	525						
"	伊賀	138	"	宇部	629						

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募点数に応じて、次の基準により支給される。

応募点数	100～1,000点未満	1万円
	1,000～3,000点未満	2万円
	3,000～5,000点未満	3万円
	5,000点以上	4万円

# 「税の標語」募集

令和4年の「税の標語」を募集します。

## ◆ 内容

税（消費税に限りません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

## ◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法
  - 1 各間税会が取り纏める方法
  - 2 非会員で「全間連インターネットホームページ」等による方法
 住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。  
 「FAX」又は「郵便」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

○ 応募期限 令和4年9月10日（土）

- 応募先 全国間税会総連合会事務局  
〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町1-1-1  
日本橋村松ビル5階  
FAX 03-5829-3902

ホームページアドレス<https://www.kanzeikai.jp>

- ◆ 優秀作品 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- ◆ 「税の標語」の活用 応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動として利用する場合には、応募者の氏名・住所（市・区又は学校名）が公表されることを予めご了承ください。
- ◆ 「税の標語」の募集には、国税庁及び一般財団法人大蔵財務協会の後援をいただいています。
- ◆ 応募用紙記載例（郵便はがき）

### 「税の標語」

- ① インボイス しっかり学んで 正しい納税
- ② 豊かな環境 豊かな社会  
あなたの税が社会を創る

住所  
氏名  
電話番号  
所属間税会 局間連  
単位間税会

私の所属する高岡間税会では、毎年企業視察として県内外の酒蔵を訪問してきましたが、コロナ禍で実施できない状況が続いています。今回は富山県の日本酒の最近の動向をお知らせしたいと思います。

立山連峰からの雪解け水が地中を潜り抜けて生まれる豊かできれいな水、工夫して生み出される県産の酒米、冷え込みが厳しい冬の気候と、おいしい日本酒を作る条件がそろった富山県では、現在20の酒蔵があり、伝統を守りながらも新しい味を求めて常に競い合っています。

新型コロナウイルスの影響で国内での日本酒の需要が落ち込む中、富山県の酒蔵では海外への輸出が好調です。20社のうち半数を超える10社が輸出に取り組んでおり、世界的な日本酒の人気を追い風に、輸出量は6年で14倍に増加しました。輸出量が県内トップの酒蔵では、コロナ前は売上高の1割程度だった海外向けが現在は5割に迫る勢いで、17か国に出荷しており、特に中国の飲食店向けが好調だということです。別の酒蔵は中国の富裕層をターゲットに、現地の卸業者からアドバイスを受け、ラベルや箱を高級感のある仕様にした新しいブランドを立ち上げました。また別の酒蔵は知名度アップを目的に、15年度から国際的な品評会に毎年出品しています。世界最大規模、最高権威とされる酒類の品評会であるIWC(インターナショナルワインチャレンジ)のSAKE部門で、21年には4アイテムが最高賞であるGold Medalを受賞しています。総出品数1,499中Gold Medalは103でありその中の4つを占めたというのは大変大きな評価です。国内の日本酒鑑評会では酒造技術と品質の向上が重視されており、減点方式で審査されます。そして理想とされるものにいかに近いかが評価の基準となります。これに対して海外の品評会では、加点方式で審査され、いかに美味しいかが評価の基準となります。このため比較的個性のある酒が高評価を得る傾向にあります。

海外での評価が高い富山県の日本酒ですが、実はその生産量の8割が県内で消費されており、これは全国でもトップ5に入る割合です。これは富山湾の新鮮な海の幸と地酒とのペアリングによることが大きいと思われます。「世界で最も美しい湾クラブ」にも加盟している富山湾は、標高3千メートル級の立山連峰から深さ千メートルの海底まで4千メートルの高度差があり、大陸棚が狭く海岸から一気に深海まで落ち込んだ急峻な地形が特徴です。5つもある一級河川からは森からの滋養豊富な水が湾に流れ込み、「藍瓶(あいがめ)」と呼ばれる16もの海底谷となっています。また水深300メートルより上は暖流である対馬海流が湾内に入ってくるため温暖な海の魚類が生息し、水深300メートルより下は水温1～2度ほどの冷たい海洋深層水となって冷たい海の魚類が住んでいます。このため富山湾には日本海に生息する魚類約800種類のうち半分以上の約500種類

があり、さらに海底谷は貝やエビなどの生物の格好の住処となっていて、獲れる海産物の種類の多さから「天然の生簀(いけす)」とも呼ばれています。

旨い酒に旨い肴。みなさんも機会があればぜひ富山にお越しになって越中の食文化をお楽しみください。





## 全間連の主な動き (4. 1. 24 ~ 4. 8)

- 1月24日(月) 正副会長会議及び常任理事会は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止し、議案は書面審査により対応しました。また、納税功労表彰受彰祝賀会及び新年賀詞交歓会も同様の理由から中止としました。
- 2月 第16回モデル会会長会同は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止としました。
- 4月8日(金) 企画会議 (Web会議) 事務局

## 常任理事会開催される

上記全間連の主な動きのとおり、1月24日(月)開催予定であった常任理事会は中止とし、議案については、書面審査により全て原案どおり承認されました。

主な議案は次のとおりです。

### 1 共通関係

- (1) 「今年の課題」について承認されました。
- (2) 「令和4年全間連会議・行事計画について」承認されました。  
なお、第49回通常総会は福岡局間連が担当で行うこととされています。
- (3) 「令和3年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について」承認されました。
- (4) 「活性化等推進費の支給対象について」承認されました。
- (5) 「ジブラルタ生命保険㈱に係る保険普及費(全間連の留保金額の割合)の見直しについて」承認されました。
- (6) 「インボイス制度に関するチラシ」の有効活用について承認されました。

### 2 広報関係

- (1) 「「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの作成等について」承認されました。  
なお、全間連への作成申込みは**5月末を期限(前年より1月早いのでご注意ください)**とし、クリアファイル等の作成送付時期は9月上旬を目途とされました。
- (2) 「令和4年度「税の標語」の募集について」承認されました。  
なお、応募期限は9月10日(土)とされました。

### 3 税制関係

- (1) 「令和4年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)の概要」ペーパーが配布されました。
- (2) 「税制及び執行並びに歳出に関する提言活動」について承認され、令和4年度の提言活動の日程が決まりました。
- (3) 「消費税等に関するアンケート調査」について承認され、令和4年4月にアンケート調査を実施することが決まりました。

## 第49回通常総会 (2022長崎大会)のご案内(案)

福岡国税局間税会連合会 会長 中野 文治

全間連第49回通常総会は、福岡国税局間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。

当連合会では、「和・華・蘭」文化の咲き誇る豊かな歴史の街長崎において開催いたします。コロナ禍とともに乗り越え、その先の明るい未来を長崎の地で語り合ひましょう。会員の皆様多数のお越しを心よりお待ちしております。

記

- 1 開催日 令和4年9月9日(金)
- 2 会場 出島メッセ長崎コンベンションホール
- 3 次第 正副会長会議 12:30 ~ 13:30  
(1階 会議室104)  
常任理事会 13:40 ~ 14:20  
(1階 会議室101-AB)  
青年部総会 13:50 ~ 14:20  
(1階 会議室101-C)  
女性部総会 13:50 ~ 14:20  
(1階 会議室107)  
通常総会 14:40 ~ 16:00  
(2階 コンベンションホール)  
記念講演会 16:10 ~ 16:50  
(2階 コンベンションホール)  
懇親会 17:00 ~ 18:30  
(2階 コンベンションホール)

## 納税功労表彰受彰祝賀会・ 新年賀詞交歓会の開催中止

令和4年1月24日(月)東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会及び新年賀詞交歓会の開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず中止となりました。

本来であれば、祝賀会において、叙勲等受章者9名、財務大臣表彰受彰者7名、国税庁長官表彰受彰者17名、国税局長表彰受彰者38名の方々に、全間連会長から感謝状をお渡しする予定でしたが、残念ながら郵送となってしまう花を添えることができず残念でした。

また、2年振りに開催予定の新年賀詞交歓会も中止となり、来年新春こそは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けず、祝賀会等が開催できることを期待します。



# 知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

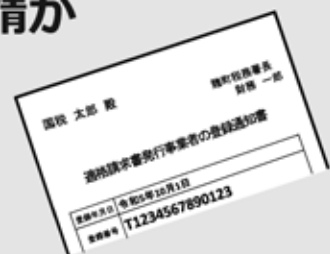
＼登録を予定されている方／

もう  
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされて  
ます！

早めの登録を受けることで、取引先  
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



## 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！  
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度説明会  
申込受付中！

インボイス制度が  
始まったら  
どう変わるの？

その疑問に  
お答えします！

### 📢 オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。  
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



### 📢 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！  
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。  
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に  
関する情報



### 📢 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧  
いただけます。

## インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続  
に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特  
設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度  
特設サイト



## インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス      電話番号    0120 - 205 - 553 (無料)  
コールセンター      受付時間    9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)